

# 所有に関わるルール観に関する検討

広 田 信 一

(山形大学地域教育文化学部)

山形大学紀要（教育科学）第15巻第4号別刷

平成25年（2013）2月

## 所有に関わるルール観に関する検討

広 田 信 一

山形大学地域教育文化学部

(平成24年9月26日受理)

### 要 旨

本研究の目的は所有に関わるルール観を明確にすることであった。本研究においては、所有と使用が明確に区別され、所有に関わる質問紙が大学生に実施された。

(所有者の属性) × (位置) の分散分析の結果、交互作用が有意であった。単純主効果について検討したところ、所有者の属性および位置の効果が有意であった。同様の結果は店の文脈でも見られた。

キーワード：社会的ルール、価値観、道徳、所有

### 問題と目的

所有という概念は、「自分のものとしてもつこと」(岩波国語辞典)である。一見なじみ深い言葉であるが、何を持って自分のものであるといえるのか、どうして自分の物なのか、その概念が混乱することもしばしばである。それは所有の概念それ自体が、自分の物として所有するとはどういうことなのかその原因や理由、状態など様々な観点から検討することが可能であり(例えば山本 1991)、時にはその概念そのものが争われ、再構築される対象であるからでもある。

そこで本研究では所有に関わる問題について、まず先行研究を中心に本研究が対象とする概念や問題の所在について検討する。

### 所有に関わる問題と発達

心理学的観点から検討されてきた所有に関わる問題として、対人間におけるトラブルという文脈における、所有の関わりを指摘することができる。木下ら(1986)では、幼児の自由場面の観察研究において、「いざこざ」の原因として、所有に関わる「いざこざ」が数多く観察されている。また杉山ら(1991)は、保育所における乳幼児間のトラブルが起きる重要なきっかけとして、物の所有に関わる問題が多いことを指摘し、物をとるという行為を観察している。たとえば先に遊具で遊んでいた子どもを先行所有者(者)として、その子どもに対するそれ以外の子どもの行動や、先行所有者とそれ以外の子どもの行動という観点から、トラブルを記述している。

これらの問題に関連してたとえば山本(1999)は、幼児の社会的問題解決能力を規定する社会的問題解決能力における自己主張方略が、年少児から年長児になるにしたがって減少するといった仮説を検証するために、4つの社会的場面で検討を行っている。この4つ

の社会的場面はすべて、所有者が所有している物を他者に奪われるという場面であったが、解決方略は非言語的で自己中心的なものから、言語的で協調的な方略へと変化する傾向が指摘されている。

このように所有の問題は、乳幼児期の段階から人間に発生する問題であり、対人関係の文脈においても重要な要因であると推測できる。

しかしこれらの研究でとりあげられてきた「所有」という概念は、大人の日常生活における所有概念とは異なる側面がある。本研究ではその異なり自体が問題に包含されるため、大人の世界における所有に関するルールの側面に関して、所有に関わる法律を手がかりとして議論する。

### 法律的観点から見た所有に関する検討

#### 所有に関する根拠

所有に関連した法律は、その意味を広義にとらえた場合多くの法律がこれに関連すると思われるが、本研究の趣旨である、個人が自分のものであると考える根拠としての「ものを所有する」ということに限定したうえで、より法律上の原理について考察するならば、民法における物権や債権についての法律上の考え方について心理学的観点から検討することが必要であると考えられる。

物権とは、一般的に物を排他的に支配する権利であるといわれ、その種類は法律で規定された占有権、所有権に基づきそれから派生した制限物権に限定されている。

#### 物権の原因と終結

物権の取得には、承継取得と原始取得がある。承継取得とは、他人が有する物権を取得することであり、その原因はたとえば売買や贈与、相続などによって生じる。原始取得とは、前主の権利に依存しない物権の取得である。その原因は、たとえば持ち主のいない物を先占、建物を建築すること、遺失物を時効によって得る場合などである。

いったん所有した物の所有が終了することは、物権の喪失とされている。物権の喪失は、たとえば物権の他者への移転、放棄、他者による所有権の原始取得などによって喪失される（佐久間 2010）。

#### 所有している物に対する権利者の権利の範囲

上述のように物権を構成する所有権（本稿では所有権を有している人物を所有者と呼ぶ）を持つ所有権者が、現実的に物を支配する権利を有することになる。物を支配する権利とは、自由に管理、利用、処分できることである（ただし、公共の福祉などの制限がある場合がある）。

先に述べた幼稚園や保育園で、遊具を巡るトラブルなどの文脈では、所有者がいない遊具に遭遇するケースは極めてまれであると推測できる（例外として、こども自らが作成した絵や粘土工作などの作品などが考えられる）。なぜなら保育園などの遊具の所有者は、保育園がその経営者であるからであり、占有することによって所有権が移動することはない。大人の社会のルールを適応するならば、遊具の使用に関するルールは、本来所有者が決定するものであるから、それらを使用する使用者は、所有者の使用に関するルールにしたがって使用することが求められる。言い換えれば、所有者だけが所有物に関するルールを設定できるのである。

しかし子どもに限らず私たちは法律をすべて理解し行動するわけではないし、むしろほ

とんどの法律について無知である。したがって法的な所有概念を正確に理解し、その知識によって制御された行動を遂行することは困難であることは容易に推測できる。したがって既に存在しているルールや法律とは独立した概念である、行動者自身のルールに対する考え方に行動が制御されていると推測することができる。

本研究ではこのルールに対する考え方をルール観として、所有に関わるルール観について探索的に検討することが目的となる。そこで本研究では所有と使用という概念を区別した場面を作成し、所有者の所有に関わるルール観（以降所有観と記述する場合がある）に関して、所有の法的な成分である使用と処分に関して、ある物質の所有者の属性、所有者との関係性、所有物と所有者の属性を制御した社会的文脈において、所有に関わるルール観について検討を行う。

## 方 法

### 被験者

大学生 1 - 4 年生 205 名が調査に参加した。

### 手続き

所有に関わるルール観を検討するために、広田（2010）の根源的な社会的ルール観における「所有関連」因子に関連した、「携帯電話の応答に関わる文脈（以下携帯文脈と略す場合がある）」と「お菓子を食べる場面に関わる文脈（以下菓子文脈と略す場合がある）」からなる 16 場面を作成した。それぞれの場面は、前述の法律的に所有を構成する要件となり得る、所有者の属性、使用者の属性、所有物の属性、所有物の位置の各要因を統制したものであった。回答は「5：とてもそう思う」「4：少しそう思う」「3：どちらでもない」「2：あまりそう思わない」「1：まったくそう思わない」の 5 段階評定で測定した。

講義担当者によって質問紙が配布され、その場で実施・回収がなされた。その際に、この質問紙の回答を授業担当者が見ることはなく、成績などに影響するものでなく、回答しないことも自由であるという旨の教示がなされた。

## 結果と考察

### 携帯電話の所有者と携帯電話の位置の関連

まず場面ごとの平均値と標準偏差を算出し、表 1 および表 2 に示した。

携帯電話の所有者（以下所有者と略す場合がある）（母親、同僚、同級生）と携帯電話の位置（以下、位置と略す場合がある）（テーブルの上、鞆の中）のそれぞれを要因とした 2 要因の分散分析を行ったところ、所有者と位置の交互作用が有意であった（ $F(1.93, 387.70) = 3.29, p < .05$ ）（以後球面の仮定が有意であったため、自由度は Greenhouse-Geisser の補正を行った）。

そこでまず、位置の各水準における単純主効果の検討を行ったところ、テーブルにおける所有者の主効果が有意であった（ $F(1.50, 303.87) = 111.82, p < .01$ ）。その後 Bonferroni の多重比較を行ったところ、母親と同僚、および母親と同級生の間に、5%水準の有意な差がみられた。

表1 携帯電話に関わる文脈における各場面の平均値および標準偏差

場面	mean	sd	n
1 同級生の携帯が、テーブルの上で鳴ったら、同級生の代わりに、用件を聞いてあげた方がよいと思う。	1.91	0.97	204
2 お母さんの携帯が、テーブルの上で鳴ったら、お母さんの代わりに、用件を聞いてあげた方がよいと思う。	2.83	1.29	204
3 同僚の携帯が、テーブルの上で鳴ったら、同僚の代わりに、用件を聞いてあげた方がよいと思う。	1.82	0.97	204
4 同級生の携帯が、鞆の中で鳴ったら、同級生の代わりに、用件を聞いてあげた方がよいと思う。	1.50	0.82	204
5 お母さんの携帯が、鞆の中で鳴ったら、お母さんの代わりに、用件を聞いてあげた方がよいと思う。	2.43	1.31	204
6 同僚の携帯が、鞆の中で鳴ったら、同僚の代わりに、用件を聞いてあげた方がよいと思う。	1.55	0.76	203
7 自分の携帯が、テーブルの上で鳴ったら、自分の代わりに、同級生だったら、用件を聞いてくれた方がよいと思う。	1.65	0.99	204
8 自分の携帯が、テーブルの上で鳴ったら、自分の代わりに、お母さんだったら、用件を聞いてくれた方がよいと思う。	1.72	1.04	204
9 自分の携帯が、テーブルの上で鳴ったら、自分の代わりに、同僚だったら、用件を聞いてくれた方がよいと思う。	1.54	0.89	204
10 自分の携帯が、鞆の中で鳴ったら、自分の代わりに、同級生は、用件を聞いてくれた方がよいと思う。	1.49	0.87	204
11 自分の携帯が、鞆の中で鳴ったら、自分の代わりに、お母さんは、用件を聞いてくれた方がよいと思う。	1.59	1.00	204
12 自分の携帯が、鞆の中で鳴ったら、自分の代わりに、同僚は、用件を聞いてくれた方がよいと思う。	1.52	0.98	203

また鞆における所有者の主効果は、有意であった( $F(1, 31, 263.58) = 85.56, p < .01$ )。Bonferroniの多重比較を行ったところ、母親と同僚、および母親と同級生の間に、5%水準の有意な差がみられた。

テーブルの上であっても、鞆の中であっても、母親と同級生、母親と同僚の間に差がみられたことは、携帯電話の使用についてのルール観は、所有者が母親である場合と所有者が同級生や同僚である場合で異なる可能性を示唆している。

次に同級生における位置の単純主効果について検討したところ、位置の主効果が有意であった( $F(1, 202) = 58.56, p < .01$ )。したがってテーブルと鞆の中には有意な差がみられた。

また母親における位置の単純主効果について検討したところ、位置の主効果が有意であった( $F(1, 202) = 54.81, p < .01$ )。したがってテーブルと鞆の中には有意な差がみられた。続いて同僚における位置の単純主効果について検討したところ、位置の主効果が有意であった( $F(1, 201) = 44.28, p < .01$ )。したがってテーブルと鞆の中には有意な差がみられた。

このことから携帯電話の所有者が誰であっても、携帯電話がどこにあるかで、携帯電話の使用に関するルール観に影響があることが示唆された。

#### 携帯電話の使用者の属性と携帯電話の位置の関連

携帯電話の使用者(以下使用者と略す場合がある)(母親、同僚、同級生)と携帯電話の

表2 お菓子に関わる文脈における各場面の平均値および標準偏差

場面	mean	sd	n
1 お店に、並んでいるお菓子が食べたかったので、後でお金を払うので、お金を払う前にその場で食べようと思う。	1.27	0.76	204
2 お母さんの鞆の中に、入っているお菓子が食べたかったので、後でお母さんには話すので、その場で食べようと思う。	2.50	1.26	204
3 自分の店で、並べているお菓子を食べたかったら、後でお金を払うのであれば、お金を払う前にその場で食べてもよいと思う。	1.76	1.14	204
4 自分の鞆の中に、入っているお菓子が食べたかったら、後で話してくれさえしてくれるのならば、その場で食べてもよいと思う。	2.18	1.20	204

位置（以下、位置と略す場合がある）（テーブルの上、鞆の中）のそれぞれを要因とした分散分析を行ったところ、使用者と位置の交互作用が有意であった（ $F(1, 77, 355.76) = 4.77, p < .05$ ）。

そこでまず、位置の各水準における単純主効果の検討を行ったところ、テーブルにおける使用者の主効果が有意であった（ $F(1, 96, 396.56) = 6.85, p < .01$ ）。その後Bonferroniの多重比較を行ったところ、母親と同僚の間に、5%水準の有意な差がみられた。

また鞆における使用者の主効果は、有意であった（ $F(1, 82, 366.41) = 3.45, p < .05$ ）。その後多重比較を行ったところ、母親と同級生の間に、5%水準の有意な差がみられた。

次に同級生における位置の単純主効果について検討したところ、位置の主効果が有意であり（ $F(1, 202) = 13.33, p < .01$ ）、テーブルと鞆の中には有意な差がみられた。

また母親における位置の単純主効果について検討したところ、位置の主効果が有意であった（ $F(1, 202) = 8.19, p < .01$ ）。したがってテーブルと鞆の中には有意な差がみられた。

つづいて同僚における位置の単純主効果について検討したところ、位置の主効果に有意差はみられなかった（ $F(1, 201) = 0.32$ ）。したがってテーブルと鞆の中には有意な差はみられなかった。

携帯電話の使用者が誰であるかは、携帯電話の使用に関わるルール観に影響を与えることが示唆された。また使用と所有ではルール観が同様のものであるとはいえないことも示唆された。

#### 携帯電話の所有者と使用者の逆転効果について

携帯電話の所有者と使用者が、自分と逆転した場面の平均点について比較したところ、テーブルの上では、同級生と自分が逆転した場面間（ $t(202) = 4.89, p < .01$ ）、および母親と自分が逆転した場面間（ $t(202) = 12.76, p < .01$ ）同僚と自分が逆転した場面間（ $t(202) = 4.57, p < .01$ ）のすべてにおいて、有意な差がみられた。しかし鞆では、母親と自分が逆転した場面間（ $t(202) = 9.22, p < .01$ ）でのみ有意な差がみられた。

使用者と所有者が入れ替わった場合、ルール観の平均値が異なることが多かったことは、「誰が所有」し、「誰が使用する」のかによって、ルール観が影響を受けることを示唆

している。

#### お菓子の所有者とお菓子の位置との関連について

お菓子の所有者が自分の場合（自分の店）と自分以外である場合について平均値を比較したところ、有意な差がみられた（ $t(202)=3.60, p<.01$ ）。

また自分の鞆の中にある場合と母親の鞆の中にある場合について平均値を比較したところ、有意な差がみられた（ $t(202)=6.81, p<.01$ ）。

携帯電話の使用といった文脈だけではなく、お菓子の文脈においても所有者や位置の違いによってルール観に影響があることが明らかとなった。

### 総合考察

本研究におけるルール観得点は、最高値で2.83と低い傾向があった。これは本研究で使用された場面が基本的に禁止に方向付けられた場面であったことを示唆している。所有者ではない他者が携帯電話に出ること（携帯電話に出ることを本研究では使用と位置づけた）は、基本的には望ましい行動ではないというルール観がバイアスとして存在していると考えられる。しかし他者ではあっても、同僚や同級生と比較して、母親の電話を使用することは、否定されにくい傾向が見られた。これは所有者と使用者の関係性が携帯電話の使用に関わるルール観に影響を与えることを示唆している。また同時に母親であっても、自分が所有者の場合に母親に使用されることに関するルール観と、母親が所有者の場合に自分が使用することに関するルール観との間に明確な差がみられたことを考え合わせると、単に血縁関係や親子関係といった関係性の問題に還元して理解することもできないことが示唆された。このように所有者と使用者の立場をカントの定言命法の原理を利用して交換することが成立しなかったことは、所有者としてのルール観と使用者としてのルール観が同様の原理に基づくものではない可能性を示しており、さらに詳細に検討することが必要であろう。

ところで誰かの所有物に関してまず考慮しなくてはならないことは、それが誰の所有物であるのかという視点であると考えられる。対象となる物を誰が所有しているかについて認識し、行動化する過程の中には、多くの推論が必要となる。山本（1996）によると幼児は自己主張的な行動から協調的行動へと変化したことが指摘されていたが、この変化は、対象となる物は、自分の物であるのかどうか、自分の物ではないとしたら自分がどのくらい使用できるのかという観点を我々が取り入れていく過程と関連している可能性もある。

この問題に関連して、一般社会に存在する多くの大人も子どもと同様に、ほとんどの法律を知らないで生活している事実がある。しかし同時に社会的に大きな混乱状態であるという認識もなく多くの人の日常生活が営まれているのであれば、法律的な正しさとは必ずしも一致しないルール価値（本研究におけるルール観）にしたがって、行動を選択し、遂行していることが想定できる（広田 2010）。

例えば法律的には、所有者は自分の所有物を自由に処分できると考えられる。お菓子を食べる場面において、自分の店での行動が否定されにくいことは、店の品物は自分の所有物であるから、品物に対して自分の自由に処分することが可能であると考えられることができるが、確かに自分の店での行為が他者の店での行為よりは否定されにくい傾向があったも

の、その得点は低く、絶対的には否定される傾向がみられた。これはたとえ自分の店の品物（自分の所有物）であっても、店での行為には、店を使用する客と同様のルールが適応されると考える傾向があるからかもしれない。このように所有に関するルール観には、社会的文脈が強く作用する可能性があり、法律よりも強く個人の使用（処分）を規制する場合もあり得ると考えられる。

また「お店に並んでいるお菓子」と「鞆の中のお菓子」といった「位置の違い」による文脈の違いによって、平均値に有意な差がみられたことから、単に所有者だけではなく、対象となる物がどのような文脈にあるかといった要因もルール観に影響をおよぼす可能性がある。したがって文脈を構成する要因についてさらに検討を加えていくことが必要であると考えられる。

最後に所有の対象となるものは、本研究が対象としたいいわゆる「物」だけではなく、例えば体や命など本来自らのものであると素朴に信じているものも含まれている（例えば立岩 1997）。所有概念自体は、今後も様々な視点から幅広く検討されていくと考えられるが、本研究で対象となったルール観という観点からも検討することが必要である。

### 参考文献

- 広田信一 2010 根源となる社会的ルール観に関する検討 山形大学紀要（教育科学編）第15巻（1）85-93.
- 木下芳子、齊藤こずゑ 朝生あけみ 幼児期の仲間同士の相互交渉と社会的能力の発達 - 3歳児におけるいざこざの発生と解決 埼玉大学紀要〔教育学部〕教育科学35（1）、1-15, 1986.
- 佐久間毅 2010 民法の基礎2 物権 有斐閣
- 杉山弘子 玉井真理子 本郷一夫 保育所における乳幼児のトラブルについて（8）：トラブルの展開と先行所有のルールの適用 日本教育心理学会総会発表論文集（33）、89-90, 1991-08-01.
- 立岩真也 1997 私的所有論 勁草書房
- 山本愛子 1999 対人葛藤場面における幼児の社会的認知と社会的問題解決方略に関する発達の研究 教育心理学研究 47（4）、451-461.
- 山本登志哉 1991 処分権に関する小学生の所有意識と心理的自立：日本の子どもはなぜ孔子に逆らうか 奈良女子大学教育学科年報 9, 93-113.

## Summary

### Shinichi Hirota : A Study of conception of the rule for possession

The purpose of this study were to examine the conception of the rule for possession. Possession and use were distinguished in this study.

The questionnaire of the conception of the possession administered to the university student.

We conducted a 3(person's attributes) X 2 (location) analysis of variance with repeated measures,

As a result of a analysis of variance, Interaction were significant, simple main effect of person's attributes, and simple main effect of location were significant on some levels. Results also showed a similar tendency at store situations.

Key words: social rule, sense of values, moral, possession